

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

平成 26 年 3 月 13 日

申請者 小泉めぐみ

論文題目 租税法における課税繰延に係る一考察

審査員 高橋滋、山田洋、川北力

申請者小泉めぐみ氏の学位申請論文は、①近時、租税法において問題となっているタックスプランニングについて、法学的なアプローチに加え、プランニングの効果に関する経済学的考察を行い、学際的包括的な観点から、上記法現象の考察分析を行っている点、②タックスプランニングに利用される典型的な仕組みである課税繰延の制度について、制度の法学的かつ経済学的な考察を行った上で、制度に必然的に生ずるキャピタルゲインに対するロック・イン効果を是正するため提唱された様々な手法を比較考察するなかで、利子税の手法の優越性を明らかにし、かつ、利子税を導入する際に必要となる理論上執行上の問題点の整理を行った、という点において、本格的な理論的考察・比較法的考察として評価できる力作である。

このような上記申請論文の特徴は、次のようにまとめることができる。まず、第一は、分析手法の独自性である。近時、わが国の租税法においては、アメリカの影響を受け、法と経済学の観点から、法制度を分析し法的提言に結び付ける文献が増えている。氏の論文もこのような分析手法を採用するものであるが、経済学・ファイナンス理論に優れた知見・能力を有している氏の特性を生かし、タックスプランニングがどのような税法上の仕組みを利用して行われるのか、その効果はどのようなものであるのかについて、精緻に分析実証することに成功している。かつ、その是正の方向を、包括的所得概念に依拠した所得税税制の改革に求め、近時行われている金融資産所得の一元化の方向についても、そのような観点から肯定的な評価を下している。論文の特徴の第二は、法学・経済学・ファイナンス理論を駆使することにより、中里実東京大学が取り組んできたタックスプランニングの法的分析と渡辺智史本学教授が行った経済学分析を統合して、タックスプランニングに関する学際的包括的研究を行ったことである。さらに、氏は、第三に、神山弘行神戸大学准教授が行ったアメリカ租税法を素材とする課税繰延の法的考察を推し進め、課税繰延から派生するキャピタルゲインに対する、保有期間中立的制度として神山氏が推奨した利子税につき、保有期間中立性・税収・執行の側面から他の選択肢との優劣を再検証し、さらに、「大きなキャピタルゲインを得る者について、国債金利にプレミアムリスクを上乗せした利子税を課す」という具体的制度設計の視点を提示した。上記の第二、第三の点は、これまでのタックスプランニング、課税繰延の議論を一步進めるものとして高く評価できる。

もっとも、氏の提案する利子税については、①個人別にプレミアムリスクを加算することの執行可能性、②富裕層の多いプレミアムリスクの低い者の税が安くなること、等について批判が予想される。これに対して、説得力ある議論を構築することは今後の氏の課題と言えよう。そのほか、大部な論文であるだけに、論理の展開が十分に整理しきれていない箇所等もいくつか散見された。しかしながら、これらの問題点は、今後、論文の公表に向けて内容を再度精査するなかで、解消されることが十分に期待できるものと考えられる。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者小泉めぐみ氏に一橋大学博士(法学)の学位を授与することが適当であると判断する。